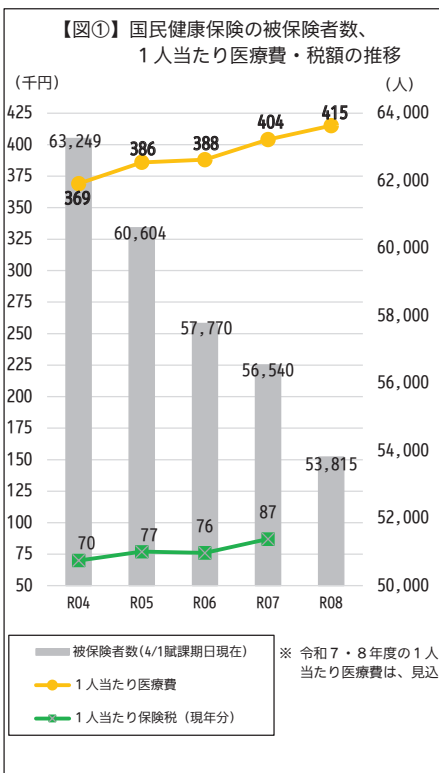


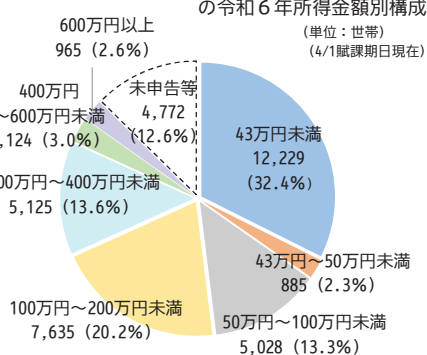
令和8年度 郡山市国民健康保険特別会計税率等本算定について

令和8年6月定例会
常任委員会資料
【市民部】

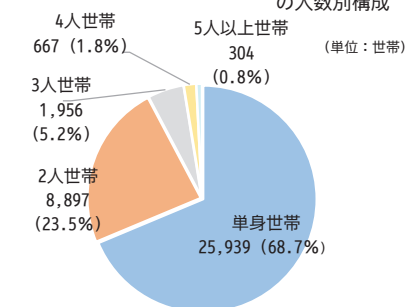
1 本市の国民健康保険の現状について



【図②】令和8年度国保世帯(全37,763世帯)の令和6年所得金額別構成(単位:世帯)(4/1賦課期日現在)



【図③】令和8年度国保世帯(全37,763世帯)の人数別構成(単位:世帯)

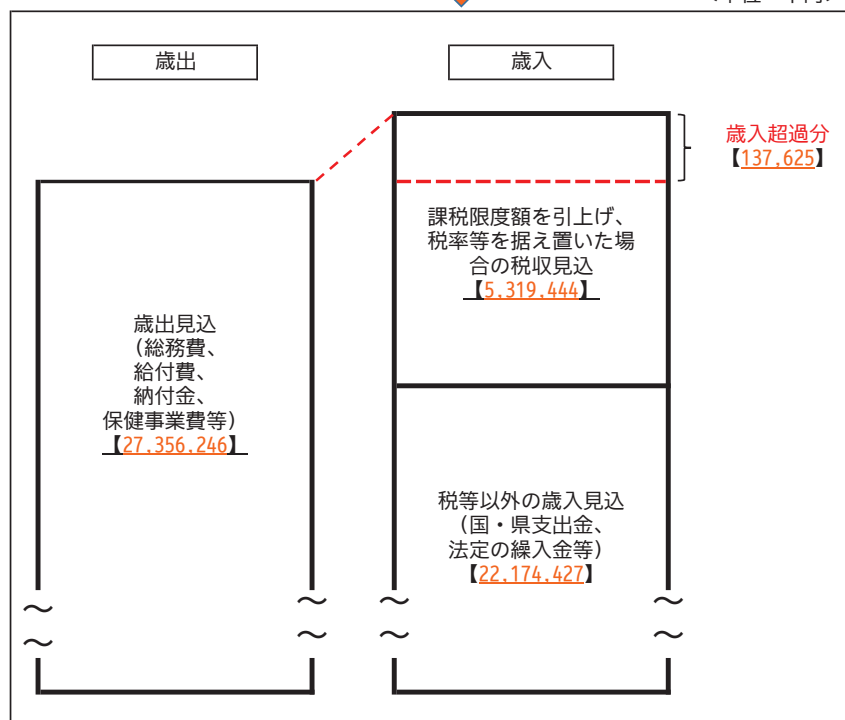


2 本市税率等本算定の前提

前提となる内容(課題)

① 本市国民健康保険の現状	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や非正規労働者など所得の低い被保険者が多い 医療費水準が高い
② 福島県状況	<ul style="list-style-type: none"> 令和11年度を目標に、県内保険料(税)の統一 令和8年度末に令和11年度県内統一保険料(税)率が決定予定 統一後も、決算補填等のため、財政調整基金の保有が必要
③ 本年度の収支見込	<ul style="list-style-type: none"> 税率等を据え置いた場合、前年度剰余金及び財政調整基金を除いても歳入超過が生じる。

<単位:千円>



⇒ **税率等の改正 及び 財政調整基金の活用 を 検討**

【図①】 毎年、被保険者数が減少する一方で、1人当たり医療費が増加

- ◇ 被保険者数(4/1賦課期日現在): 令和7年度 56,540人 ⇒ 令和8年度 **53,815人(△2,725人)** (主な要因: 後期高齢者医療制度への移行者が多いため)
- ◇ 1人当たり医療費の伸び率: **約2.83%**(令和4年度から令和6年度の各年度間の伸び率平均)

【図②】 国保加入世帯の **約68.2%** が 所得200万円未満世帯

- ◇ 所得43万円未満世帯 が 全体の **約32.4%** であり、最も多くの割合を占めている
- ※ 均等割・平等割 軽減対象世帯数: **21,533世帯** (全37,763世帯の **約57%**)

【図③】 国保加入世帯の **約97.4%** が 3人以下世帯

- ◇ 単身世帯 が 全体の **約68.7%** であり、最も多くの割合を占めている

3 本市税率等本算定について

【令和8年度 国民健康保険税率等及び課税限度額（案）】

区分	令和7年度 本市税率				令和8年度 本市税率（案）			
	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	7.30%	2.90%	2.20%		6.00%	2.90%	2.20%	0.30%
均等割	23,100円	8,000円	10,500円		23,100円	8,000円	10,500円	1,300円
18歳以上均等割								100円
平等割	18,400円	6,400円	5,300円		17,000円	6,400円	5,300円	800円
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円		670,000円	260,000円	170,000円	30,000円
1人当たり保険料					86,508円			
モデル世帯（※）					433,100円			

区分	増減 【R8税率案-R7税率】			
	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	△1.30%	据置	据置	0.30%
均等割	据置	据置	据置	1,300円
18歳以上均等割				100円
平等割	△1,400円	据置	据置	800円
課税限度額	10,000円	据置	据置	30,000円
1人当たり保険料	△621円			
モデル世帯（※）	△21,100円			

※ モデル世帯：3人家族（夫・妻・子）
収入400万円

（1）国民健康保険税率等「改正」に係る本算定の考え方

- ① 税率等は、本市標準保険料率（県が参考値として市町村ごとに毎年算出）を参考にしつつも、本市の実情に即した負担を被保険者に求める。
- ② 「医療分」の「所得割」及び「平等割」を引き下げ、財政調整基金（残高：約1,313,919千円）も活用する。
- ③ 令和8年度より開始する「子ども・子育て支援納付金分」については、本市標準保険料率と同程度に設定する。
- ④ 収納率の向上（歳入増）、医療費の適正化（歳出減）を図り、健全な国保財政の運営に努めていく。

【参考】R8税率案と本市標準保険料率（県算出）との比較

区分	令和8年度 本市標準保険料率				令和8年度 本市税率（案）				差 （R8税率案-標準保険料率）			
	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	5.81%	2.75%	2.23%	0.31%	6.00%	2.90%	2.20%	0.30%	0.19%	0.15%	△0.03%	△0.01%
均等割	25,751円	12,210円	11,636円	1,342円	23,100円	8,000円	10,500円	1,300円	△2,651円	△4,210円	△1,136円	△42円
18歳以上均等割額				106円				100円				△6円
平等割	16,832円	7,981円	5,738円	885円	17,000円	6,400円	5,300円	800円	168円	△1,581円	△438円	△85円

（2）課税限度額

地方税法施行令第56条の88の2の改正に基づき、**課税限度額を法定まで引き上げ**、高所得者へ応能分の負担を求める

項目	課税限度額	限度額に達する収入金額※
基礎課税（医療）分	66万円→67万円（ 1万円の引き上げ ）	1,210.9万円
後期高齢者支援金等分	26万円（据え置き）	1,029.8万円
介護納付金分	17万円（据え置き）	891.2万円
子ども・子育て支援納付金分	3万円（新設）	1,118万円
合計	109万円→113万円（ 4万円の引き上げ ）	

※ モデル世帯：3人家族（夫・妻・子）の場合

（3）軽減措置の拡大（軽減判定基準の引き上げ）

地方税法施行令第56条の89の改正に基づき、低所得者層の負担軽減のため、軽減判定所得を引き上げる

2割軽減	43万円+（56万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下 →43万円+（ 57万円（1万円引き上げ） ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
5割軽減	43万円+（30.5万円×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下 →43万円+（ 31万円（0.5万円引き上げ） ×被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）以下
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下→（改正なし）

4 今後の対応等

持続可能な国民健康保険の運営のため、国保財政の安定化を図りつつ、令和11年度の県内保険料（税）率の統一を見据えて、税率等の検討のほか、以下の対応を行っていく。

① 国保税収納率の向上 （歳入の増加）	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の勧奨強化 ・累積滞納額の削減推進
② 医療費の適正化 （医療費の抑制 → 歳出の減少）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の受診勧奨 ・保健指導の推進
③ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な基金残高の確保についての検討（福島県の動向および収支バランスを見ながら、前年度剰余金の積立を実施） ・国や県に対する、財政支援の拡充を要望